

令和 7 年 4 月 1 日発行

嶺公園樹林墓地使用のしおり

【お問い合わせ】

前橋市役所建設部公園緑地課

TEL : 0 2 7 - 8 9 8 - 6 8 4 5

目 次

樹 林 墓 地 使 用 上 の 注 意 事 項

1	樹林墓地のお参り	1 頁
	(1) 開門時間	
	(2) お参りの注意	
	(3) 法要の注意	
2	前橋市営墓地使用許可書	2 頁
3	墓地使用許可の取り消し	2 頁
4	遺骨お預かりの手続き	2 頁
	(1) 遺骨のお預かりから埋蔵まで	
	(2) 骨壺の形状	
5	その他手続きについて	3 頁
	(1) 住所等を変更したとき	
	(2) 墓地使用許可証書を紛失したとき	
	(3) 墓地の返還（お墓が不要になったとき）	
	(4) 個別埋蔵施設の使用期間の延長	
	【令和 7 年度 嶺公園樹林墓地 年間スケジュール】	5 頁

樹林墓地使用上の注意事項

樹林墓地につきましては、多くの方が使用する墓地となっておりますので、墓所内を清潔に保つようお心掛けください。

また、樹林墓地の年間スケジュールと、その他お知らせがある場合には、樹林墓地入口の掲示板に掲示しますのでご確認ください。（市ホームページにも掲載します。）

なお、樹林墓地は遺骨の返還はできませんので注意してください。

併せて、生前で樹林墓地を購入された方は、エンディングノートなどに樹林墓地の使用者であることを記録し、周囲に知らせることを徹底してください。

樹林墓地を正しくお使いいただくための注意事項を以下のとおり掲げましたので、ご参考にしてください。

1 樹林墓地のお参り

（１） 樹林墓地の閉門

- ・火曜日は維持管理及を行う日のため、入口の門扉を閉門します。閉門日はお参り等できません。
- ※お盆、お彼岸期間中及び年末年始の火曜日は閉門しないため、通常どおりお参りできます。
- ・詳しくは年間スケジュールを確認してください。

（２） お参りの注意

- ・樹林墓地の芝生部分は立入禁止です。
- ・火災防止のため、線香は献花台に設置されている香炉皿にあげてください。また、お帰りの際に線香の火が消えていることを確認してください。
- ・献花台（香炉皿、花立など）は、使用者やご遺族など多くの方に共用していただく施設ですので、清潔に使用していただくようお願いします。
- ・お供え物（食べ物類）は、動物などが食い荒らす原因となりますので、お持ち帰りください。

（３） 法要の注意

- ・献花台の前の広場は、限られたスペースであることから、法要を行う場合は、事前に予約の連絡を行ってください。（連絡先：嶺公園事務所 027-269-

2 前橋市営墓地使用許可書

- ・墓地の使用を許可した証として「前橋市営墓地使用許可書（嶺公園樹林墓地）」（以下、「墓地使用許可書」と呼びます。）を交付します。
- ・「墓地使用許可書」は、遺骨預かり時や諸手続きの際に必要なとともに、墓地の使用権を証明する書類であるため、大切に保管してください。
- ・樹林墓地は、承継が不要な墓地であるため、承継手続きは不要となりますが、墓地使用者がお亡くなりになった際には、埋蔵予定者やご家族等が「墓地使用許可書」を引継ぎ、管理をお願いします。

3 墓地使用許可の取り消し

次のような場合には、墓地の使用許可を取り消すことがありますので注意してください。

- ・許可を受けた目的以外に使用したとき。
- ・使用権を譲渡、又は転貸したとき。
- ・その他市長において特に使用許可の取消しを必要とするとき。

4 遺骨お預かりの手続き

（１）遺骨のお預かりから埋蔵まで

樹林墓地は、遺骨のお預かり日に埋蔵するわけではありませんので注意してください。

また、遺骨お預かり日については、月２回となります。年間スケジュールを確認し、お預かり日が月曜日の場合は前週の水曜日までに予約をしてください。お預かり日が土曜日の場合は月曜日までに予約をしてください。

- ①遺骨預かり日と時間が決まりましたら、事前に嶺公園事務所に連絡し、日時の予約をしてください。（連絡先：嶺公園事務所 027-269-3838）
- ②遺骨預かり日当日、「遺骨」、「埋火葬許可証」、「墓地使用許可書」を持参し、嶺公園事務所窓口で受付を行ってください。「埋火葬許可証」は原本を提出いただきます。
- ③嶺公園事務所窓口の手続きの後、樹林墓地の献花台の前にて「遺骨」をお預

かりいたします。

④後日、樹林墓地に埋蔵（月１回程度）が完了しましたら、公園緑地課より「埋蔵完了通知書」を発送し、埋蔵日と概ねの埋蔵場所をお知らせします。

なお、埋蔵時に立ち会っていただくことはできません。

（２）骨壺の形状

樹林墓地は火葬された遺骨のみ埋蔵します。個別埋蔵施設に納骨する場合は、「骨壺」でお持ちください。なお、骨壺は陶器製の６寸から８寸までのサイズとします。具体的には、円柱形のもので、高さが約２０～２９センチメートル、幅が約１８～２６センチメートルまでで、凹凸のないものです。

５ その他手続きについて

（１）住所等を変更したとき

墓地使用者が、住所・本籍地を変更、または婚姻等により氏名が変更されたときは、届出をしてください。

（手続きに必要なもの）

- 使用者住所氏名変更届
- 再交付申請書
- 墓地使用許可書
- 本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証、保険証等）

このほか、

- 住所が市外に変更となった場合は住所の確認できる書類
（住民票、運転免許証の写し等）
- 市外在住で本籍が変更となった場合は戸籍謄本

（２）墓地使用許可書を紛失したとき

「墓地使用許可書」を紛失または汚損したときは、再交付の手続きをしてください。

（手続きに必要なもの）

- 再交付申請書
- 本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証、保険証等）

（３）墓地の返還（お墓が不要になったとき）

他霊園の確保や県外へ転出するなどの様々な事情で、墓地が不要となった

ときは、未使用（未納骨）の場合に限り、墓地の返還の届出を行うことができます。墓地を返還した場合、既納の使用料等は還付いたしません。

※ただし、使用許可を受けた日から3年以内に未使用（未納骨）の墓地を返還した時は、納入済使用料の2分の1を還付いたします。

※遺骨を埋蔵後の墓地は返還できません。

※前述のとおり、墓地の使用権は譲渡や転貸することは禁止です。

（手続きに必要なもの）

- 墓地返還届
- 墓地使用許可書
- 本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証、保険証等）

（４）個別埋蔵施設の使用期間の延長

早く（年齢が若いうちに）申し込みをされた方などは、個別埋蔵される期間が短くなる（三回忌を個別埋蔵施設で迎えられないなど）ことがあるため、ご家族の方などが供養する期間を考慮し、墓地使用者及び埋蔵予定者が個別埋蔵施設の使用期間を10年間延長（1回限り）することができます。

樹林墓地更新申請書を個別埋蔵施設の使用期間が満了する前年度のうちに、公園緑地課に提出してください。

【使用料 A型地（1～2体用）の更新：50,000円 B型地（3体用）の更新：80,000円】

（手続きに必要なもの）

- 樹林墓地更新申請書
- 本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証、保険証等）

【令和7年度 嶺公園樹林墓地 年間スケジュール】

遺骨預かり日		
令和7年4月	12日（土）	28日（月）
5月	12日（月）	24日（土）
6月	9日（月）	21日（土）
7月	7日（月）	19日（土）
8月	9日（土）	25日（月）
9月	13日（土）	29日（月）
10月	11日（土）	20日（月）
11月	10日（月）	22日（土）
12月	8日（月）	20日（土）
令和8年1月	10日（土）	19日（月）
2月	9日（月）	21日（土）
3月	9日（月）	28日（土）

※予約は、預かり日が月曜日の場合は前週の水曜日までに行ってください。
預かり日が土曜日の場合は月曜日までに行ってください。

※各日午前9時から午後3時までの間、1時間ごとの時間帯でのお申し込みとなります。

※連絡先は、嶺公園事務所（027-269-3838）です。

樹林墓地 閉門日（毎週火曜日）	
令和7年4月	1日（火）、8日（火）、15日（火）、22日（火）、 29日（火）
5月	6日（火）、13日（火）、20日（火）、27日（火）
6月	3日（火）、10日（火）、17日（火）、24日（火）
7月	1日（火）、8日（火）、15日（火）、22日（火）、 29日（火）
8月	5日（火）、12日（火）、19日（火）、26日（火）
9月	2日（火）、9日（火）、16日（火）、30日（火）
10月	7日（火）、14日（火）、21日（火）、28日（火）
11月	4日（火）、11日（火）、18日（火）、25日（火）
12月	2日（火）、9日（火）、16日（火）、23日（火）
令和8年1月	6日（火）、13日（火）、20日（火）、27日（火）
2月	3日（火）、10日（火）、17日（火）、24日（火）
3月	3日（火）、10日（火）、24日（火）、31日（火）

※お盆、お彼岸期間中及び年末年始の火曜日はお参りできます。

お 知 ら せ

墓地使用許可書は、遺骨お預かりの際等に必要です
ので大切に保管してください。

◎注意事項

- (1) 墓地使用者が住所を変更したときは、住所変更の手
続きが必要となりますので申し出てください。(埋蔵予
定者全員の埋蔵が完了している場合は不要です)
- (2) 個別埋蔵施設の使用期間は、使用許可を受けた日か
ら起算し、20年です。ただし、1回に限り、10
年の更新を行うことができます。
- (3) 個別埋蔵期間が終了した遺骨は、市が骨壺から納骨
袋に移し、合同埋蔵施設に合葬します。
- (4) 埋蔵した遺骨の返還はできません。
- (5) 遺骨の預かり日と時間が決まりましたら、嶺公園事
務所に連絡してください。

嶺 公 園 事 務 所

前橋市嶺町1300番地

TEL 027-269-3838

執務時間 午前8時30分から午後5時まで